

二八

解決 同三月十日  
所要日數 二十五日間  
爭議參加人員 二十七名  
爭議形態 交涉回數 六

卷之二

時、午後十二時一午前一時、同二時一五時、同五時一六時  
時間外を六時間に區切り船長機関長は一區間三十錢、水火夫  
は一區間二十錢也が支給。午後十二時を超過したる場合は  
全區間の時間外手當を支給す。

二、退職手當制度は近日中に制定實施すること。

三、解船夫のなしつつある積立金の制度を制定實施すること。  
右の各條項を三月一日より實施す。

### 三、個人交涉